

岩沼市公共物使用料 新旧表（令和8年4月1日施行）

使用物件	使用料		
	単位	令和7年度まで	令和8年度から
第1種電柱	1本につき1年	570円	670円
第2種電柱		870円	1,000円
第3種電柱		1,200円	1,400円
第1種電話柱		510円	600円
第2種電話柱		810円	960円
第3種電話柱		1,100円	1,300円
その他の柱類		51円	60円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	6円
地下に設ける電線その他の線類		3円	4円
路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円	590円
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	300円	360円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	1,200円
郵便差出箱及び信書便差出箱		420円	500円
外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円	25円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円	36円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円	54円
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円	72円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円	110円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円	140円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円	250円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円	360円
外径が1メートル以上のもの		610円	720円
通路・通路橋			240円

敷地		使用面積1平方メートルにつき1年	許可に係る敷地に接続する土地の固定資産税評価額の1平方メートル当たりの額に100分の2.5を乗じて得た額。ただし、固定資産税評価額30,000円以上の場合は、1平方メートル当たり750円とし、固定資産税評価額3,000円未満の場合は、1平方メートル当たり75円とする。	許可に係る敷地に接続する土地の固定資産税評価額の1平方メートル当たりの額に100分の2.5を乗じて得た額。ただし、固定資産税評価額30,000円以上の場合は、1平方メートル当たり750円とし、固定資産税評価額3,000円未満の場合は、1平方メートル当たり75円とする。
農地			40円	40円
広告塔・看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180円	190円
	その他のもの		1,800円	1,900円
電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に添加された広告物（電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に巻き付けて添加された広告物。（以下「巻付広告物」という。）を除く。）及び建物、塀、その他公共物の区域外の工作物に添加され、公共物の区域内に突出する広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	1,260円	1,330円
巻付広告物			630円	665円
標識		1本につき1年	810円	960円
鉄塔		使用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	1,200円
土石等		1立方メートル	50円	50円